

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP：<http://www.srseki.info>



オリンパス内部告発者配転無効事件

社内のコンプライアンス室に内部告発したことで報復を受けたオリンパスの社員が配転命令の無効確認と損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は8月31日、請求を棄却した一審東京地裁判決を覆し、配転先で勤務する義務がないことを確認するとともに、会社と上司に220万円の賠償を命じたという事件がありました。

取引先の従業員を引き抜く計画を知り、不正競争防止法違反をはじめ取引先との関係悪化や業界の評判を落とすことを危惧した社員が、社内にあるコンプライアンス室に通報したところ、コンプライアンス室は、内部告発者の氏名と内容を告発者の上司に通報しました。引き抜きは失敗し、その結果、上司は報復として内部告発者を全く未経験の職場に異動させ、事実上昇格・昇進の機会を失わせたと判断された事件です。

会社によるコンプライアンス違反などの不祥事は、社員や取引先業者など内部関係者による告発で発覚することが少なくありません。雪印食品のように、連結売上高が1000億円を超える企業が、輸入牛肉を国内牛肉に偽装したというた

った一度の不祥事の発覚からわずか3か月で会社解散に追い込まれることもあるのです

そのため、現在多くの企業は、社内における内部通報のしくみを整備し、企業が内部通報者の保護を制度的に保障するとともに、通報された事実を調査し、早期に不正行為の是正や適切な対応策を実施する体制をとっています。

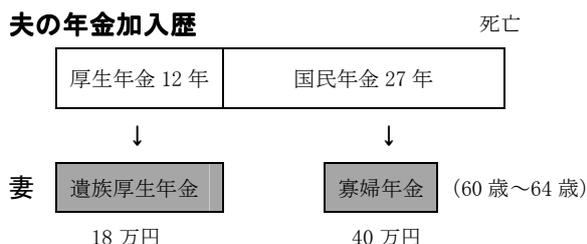
労働基準法では基準法違反があることを労働基準監督署に通報した労働者に対して、解雇等の不利益扱いをすることを禁じています。公益通報者保護法も、公益通報した通報者に対する不利益扱いを禁じています。

真実の告発をした者に対して会社が懲戒処分や不利益な取扱いをした場合、そのことが明るみに出れば、かえって会社の名誉や信用を傷つけ、会社の評判に大きく影響を与えることにもなりかねません。

現在、オリンパスの過去の有価証券投資の損失隠しのため不正な取引と経理が大きな問題になっています。この不祥事は本質を同じくするものと思われます。

寡婦年金と妻の年金

質問 5年前に夫が死亡し、私は18万円の遺族厚生年金を受けながら、会社に勤め、厚生年金に加入しています。60歳になると自分自身の老齢厚生年金が受けられ、寡婦年金40万円も受けられます。63歳になると老齢厚生年金は定額部分が加算され42万円になる予定です。今後の年金選択と会社退職後の年金はどのように選択したらよいのでしょうか。



1 妻の遺族年金

(1) 遺族厚生年金

夫は会社を退職後に死亡しましたが、老齢厚生年金の受給資格期間(25年以上)を満たしているため、妻は遺族厚生年金が受けられます。

(2) 寡婦年金

夫は第1号被保険者として保険料を25年以上納付し、年金を受給することなく死亡したため妻は寡婦年金が請求できます。死亡一時金も支給されますが、寡婦年金との選択となります。

2 寡婦年金の支給要件

- (1) 死亡した夫の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上あること
- (2) 死亡した夫が老齢年金や障害年金等を受給したことがないこと
- (3) 夫婦の婚姻期間が10年以上あること
- (4) 死亡時に夫に生計を維持されていたこと
- (5) 夫の死亡時に妻が65歳未満であること

3 寡婦年金の支給額と支給期間

- (1) 夫の第1号被保険者期間のみで計算した老齢基礎年金額の4分の3が寡婦年金額と

なります(付加年金は対象外)。

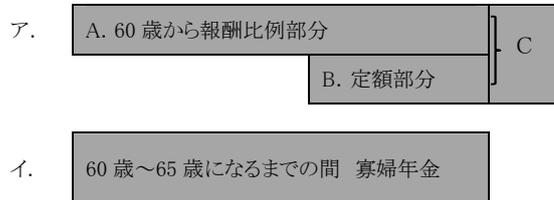
- (2) 寡婦年金は有期年金で、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。ただし、老齢基礎年金を繰上げ請求すると、寡婦年金の受給権は失権します。

4 60歳からの年金選択

次の時点で年金額(在職老齢年金)を確認して、支給額が多いほうの年金を選択します。

なお、受給する年金を変更する場合は、日本年金機構に「年金受給選択申出書」を提出する必要があります。

(1) 相談者の60歳からの年金



- ① 60歳前 遺族厚生年金を受給する。
- ② 60歳以後 上記①より金額の多いアのAとイを比較し多いほうを受給する。
- ③ 定額部分が支給される63歳から Cとイを比較し多いほうを受給する。

(2) 65歳前に退職するときの65までの選択

65歳になるまでに退職し、雇用保険の基本手当を受給するときは、その間の老齢厚生年金が支給停止されます。寡婦年金は基本手当を受けていても支給されるため、寡婦年金を受け、基本手当の終了後は、再度Cとイの有利なほうを選択することになります。

現場への往復時間は労働時間？ それとも通勤時間？

『労働時間』とはどんな時間なのでしょうか。『労働時間』であれば、その時間に対しては賃金が発生しますので、いつからいつまでが労働時間なのか、明確にしておかなければ困ります。ところが、法律の条文にどんな時間が労働時間か列挙されている訳ではなく、判断が分かれたり、誤解していたりということがしばしばあります。とくに、建設業や清掃業、警備業など、会社と作業現場との往復時間は労働時間であるか通勤時間であるかを明確にしておくことが大切です。

【労働時間とは】

『労働時間』とは、行政解釈においても、最高裁判例においても「労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間」と解釈されています。ただ、「指揮命令下におかれているかどうか」という判断自体も難しいです。

なお、実際に労働時間に該当するか否かは、状況により個別的に判断されるため、似たような内容でも、労働時間と判断される場合とそうでない場合がありますので、その点ご注意ください。

【通勤時間とは】

通勤時間は、労働者が労働契約に基づいて、使用者に提供することを約束した労働力を使用者の支配下まで持参する時間です。また、その時間の間、寝ていこうと、新聞を読んでいこうと自由で使用者の指揮監督下に入る前の労働者の自由時間と位置づけられ、労働時間にはならないと解されています。

【裁判例では】

現場との往復時間については、通勤時間とする以下の判決がありますが、一律に通勤時間とみなすことは危険です。

① 会社の寮から労務を提供すべき各工事現場まで会社の用意したバスに乗って行く時間は、通勤時間の延長ないし拘束時間中の自由時間ともいうべきものであり、労働時間にならない。(高栄建設事件〔東京地裁平 10.11.16 判決〕)

② 原告が行った会社事務所と工事現場の往復は通勤としての性格を有するものであり、これに要した時間は労働時間にならない。(阿由葉工務店事件〔東京地裁平 14.11.15 判決〕)

※ただし、会社が、用意したバスで行くように”指示した場合”(=移動について他の選択肢が無い場合)には、使用者の指揮命令下にあるとして労働時間とみなすという行政判断があるので要注意です。

●国保保険料の軽減対象者を拡大へ

厚生労働省は、国民健康保険に関して、加入者のうち低所得者の保険料軽減対象を現行の「年収223万円」から「約310万円以下」に拡大する案を示した。(11月25日)

●年金支給額「特例水準」解消で減額へ

小宮山厚生労働大臣は、国民年金・厚生年金の支給額について、2012年度から段階的に引き下げる方針を示した。1999～2001年の物価下落時に支給額を引き下げず、本来よりも2.5%高い「特例水準」を維持していたが、これを本来の水準に戻すもの。(11月24日)

●年金支給開始年齢引き上げは見送り

民主党の年金作業チームは、「社会保障・税一体改革」に伴う年金改革に関する中間報告をまとめ、厚生年金の支給開始年齢を68～70歳に引き上げる案の実施を見送る方針を明らかにした。(11月23日)

●主婦年金問題対応で国年法改正案を閣議決定

政府は、専業主婦の国民年金切替え問題に対応した国民年金法改正案について閣議決定を行った。切替え忘れに伴う保険料未納期間のうち過去10年間に限定して追納を認める(3年間の時限措置)等の内容。今国会での成立を目指すとしているが、自民・公明両党は反発しており、成立は微妙な情勢(11月22日)。

●「年金改革法案」2013年に提出へ

前原氏民主党の前原政調会長は、2009年の総選挙でマニフェストに掲げていた年金改革法案(年金一元化、最低保障年金の導入等)について「2013年に法案を出す目的で作業を進めていく」

と述べた。月額7万円の最低保障年金を導入した場合の消費税率については「詰めていかなければならない」と発言した。(11月21日)

●「年金通帳」はネット上で

厚生労働省は、民主党が政権公約で掲げていた「年金通帳」について、実際の通帳は配布せず、インターネット上で加入記録や保険料の納付実績を確認できるシステムとする代替案を示した。早ければ2013年度から導入する考え。(11月17日)

●労働者派遣法改正案を大幅修正へ

民主党は、国会で継続審議中となっている労働者派遣法改正案について、内容を大幅に修正し、修正案からは「登録型派遣の禁止」や「製造業務派遣の禁止」を外す方針を明らかにした。自民党・公明党などに配慮したもので、今国会での成立を目指すとしている。(11月16日)

●大卒者の初任給は20万2,000円

厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今春入社した大卒者の初任給が平均20万2,000円(前年比2.3%増)だったことがわかった。2001年の調査開始以降、20万円を超えたのは初めて。男性が20万5,000円、女性が19万7,000円だった。(11月16日)

●約3割の人が「家族が認知症」

家族に認知症患者がいる、または、いた経験のあった人が約3割に上ることが、製薬会社(ヤンセンファーマ株式会社)の調べでわかった。うち4割弱の人は介護経験があるとしている。介護経験者は年代が上がるほど増加し、30代では19.3%、60代では61.3%に上っている。(11月9日)